

土木工事施工管理基準及び規格値(案)

平成31年4月
奈良県
県土マネジメント部

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)[H31.4]、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

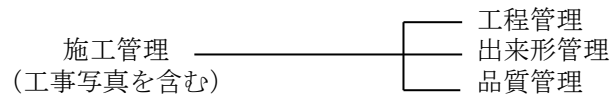
1. 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この管理基準は、奈良県県土マネジメント部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TSを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでのいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

出来形管理基準及び規格値（案）

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-1
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			I-2
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-3
				多数アンカー式補強土工法		I-3
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		I-3
	1-2-3-6		堤防天端工			I-3
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-4
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			I-5
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-5
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			I-5
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		I-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7
				軽量鋼矢板		I-7
				コンクリート矢板		I-7
				広幅鋼矢板		I-7
				可とう鋼矢板		I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-7
	3-2-3-6		小型標識工			I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-8
				転落（横断）防止柵		I-8
				車止めポスト		I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-8
	3-2-3-9		区画線工			I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-9
				距離標		I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-10
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-11
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-11
	3-2-3-15		PCボックス製作工			I-12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-12
		2	PC押出し箱桁製作工			I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-13
	3-2-3-18		沈床工			I-14
	3-2-3-19		捨石工			I-14
	3-2-3-22		階段工			I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-15
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15
		2	多自然型護岸工	かごマット		I-15
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-16
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16
	3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16
				プレキャストパイプ工		I-16
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17
				I型側溝工		I-17
				自由勾配側溝		I-17
				管渠		I-17
		2	側溝工	場所打水路工		I-17

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I - 17
	3-2-3-30		集水桝工			I - 18
	3-2-3-31		現場塗装工			I - 18
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I - 19
				砕石基礎工		I - 19
				割ぐり石基礎工		I - 19
				均しコンクリート		I - 19
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I - 19
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		I - 20
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I - 20
				鋼管杭		I - 20
				H鋼杭		I - 20
		2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I - 20
	3-2-4-5		場所打杭工			I - 20
	3-2-4-6		深礎工			I - 21
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I - 21
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I - 21
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I - 22
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I - 22
				コンクリートブロック張り		I - 22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I - 22
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I - 23
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I - 23
	3-2-5-5		石積（張）工			I - 23
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I - 24
		1	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 25
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 26
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 28
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 29
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 30
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 31
		5	アスファルト舗装工	基層工		I - 32
		5	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 33
		6	アスファルト舗装工	表層工		I - 34
		6	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 35

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I - 35
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 36
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 36
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 37
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 37
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 38
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 38
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 39
		5	半たわみ性舗装工	基層工		I - 39
		5	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 40
		6	半たわみ性舗装工	表層工		I - 40
		6	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 41
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I - 41
		1	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I - 42
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I - 42
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I - 43
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I - 43
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I - 44
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I - 44
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I - 45
		5	排水性舗装工	基層工		I - 45
		5	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I - 46
		6	排水性舗装工	表層工		I - 46
		6	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 47
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I - 48
		1	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I - 48
		2	透水性舗装工	表層工		I - 49
		2	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I - 49

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-50
		1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		I-51
		2	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		I-52
		3	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-52
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-53
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-53
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-54
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-55
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-55
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-56
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-56
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-56
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-57
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-57
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-58
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-58
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-58
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-59
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-59
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-60
	3-2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-60
		5	ブロック舗装工	基層工		I-60
	3-2-6-15		路面切削工			I-61
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-61
	3-2-6-17		オーバーレイ工			I-61

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-62
	3-2-7-3		置換工			I-62
	3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-63
	3-2-7-5		パイルネット工			I-63
	3-2-7-6		サンドマット工			I-63
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-64
				ペーパードレーン工		I-64
				袋詰式サンドドレーン工		I-64
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-64
	3-2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工		I-64
				高圧噴射攪拌工		I-64
				スラリー攪拌工		I-64
				生石灰パイル工		I-64
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-65
				鋼矢板		I-65
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-65
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-65
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-65
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-66
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-66
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-66
第11節 軽量盛土工	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	casting 費（金属支承工）		I-67
		2	一般事項	casting 費（大型ゴム支承工）		I-68
		3	一般事項	仮設材製作工		I-69
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-69
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-70
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-70
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-72
		3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-73
	3-2-12-4		検査路製作工			I-74

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I－74
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I－75
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I－75
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I－75
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I－76
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I－76
	3-2-12-11		工場塗装工			I－77
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I－78
				ケーブルクレーン架設		I－78
				ケーブルエレクション架設		I－78
				架設桁架設		I－78
				送出し架設		I－78
				トラベラークレーン架設		I－78
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I－79
				架設桁架設		I－79
			架設工支保工	固定		I－79
				移動		I－79
			架設桁架設	片持架設		I－79
				押出し架設		I－79
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I－79
				張芝工		I－79
				筋芝工		I－79
				市松芝工		I－79
				植生シート工		I－79
				植生マット工		I－79
				植生筋工		I－79
				人工張芝工		I－79
				植生穴工		I－79
		2	植生工	植生基材吹付工		I－79
				客土吹付工		I－79
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		I－80
				モルタル		I－80
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I－81
				現場吹付法枠工		I－81
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		I－81
	3-2-14-6		アンカー工			I－81
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I－82
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I－82

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I－83
				多数アンカー式補強土工法		I－83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I－83
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I－83
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I－84
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		I－84
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			I－85

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-63
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-63
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-86
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				かご枠	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	I-22
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-86
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 57
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 59
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 18
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 7
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 9
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 9
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 7
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I - 86
	6-1-13-4		ハンドホール工			I - 87
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 84
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 84
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I - 84
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I - 64
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I - 87
		2	函渠工	ヒューム管		I - 87
				P C 管		I - 87
				コルゲートパイプ		I - 87
				ダクタイル鋳鉄管		I - 87
				P C 函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 16
	6-3-5-7		翼壁工			I - 88
	6-3-5-8		水叩工			I - 88
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 13
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I - 14
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 14
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 18
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 17
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 16
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 14
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 70

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-75
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-69
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-88
	6-4-6-8		堰柱工			I-88
	6-4-6-9		門柱工			I-88
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-88
	6-4-6-11		胸壁工			I-88
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-88
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-88
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じやかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第12節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第14節 コンクリート管理橋 上部工（PC橋）	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 11
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I - 11
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I - 79
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I - 79
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 85
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 120
第15節 コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 120
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15 ＰＣホロースラブ製作工	I - 12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 120
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 120
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 120
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 120
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 24
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 35
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 41
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 48
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 50
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 53
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 57
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 59
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 69
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I - 70
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I - 74
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I - 75
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 75
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I - 76
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I - 76
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I - 75
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 75

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I - 69
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 77
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 21
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 21
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I - 88
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I - 88
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I - 88
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I - 88
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I - 88
	6-5-6-13		閘門工			I - 88
	6-5-6-14		土砂吐工			I - 88
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 21
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 21
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-5-7-8		堰本体工			I - 88
	6-5-7-9		水叩工			I - 88
	6-5-7-10		土砂吐工			I - 88
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
第8節 魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			I - 89
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I - 89
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I - 85
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 120

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 120
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 120
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 120
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I - 10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I - 11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I - 11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I - 11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I - 79
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I - 79
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 85
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 120
第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 120
	6-5-16-5		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I - 12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 119
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I - 12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 120
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 120
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 120
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 120
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 120
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I - 14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-6-4-6		本体工			I - 90
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I - 90
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I - 90
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 13
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 17
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I - 90
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		I - 91
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	I - 23
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 13
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		I - 91
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 15
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I - 13
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I - 91
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I - 91
	6-7-5-6		側壁工			I - 91
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I - 91
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I - 23
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I - 19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I - 3
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 53
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 24
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 8
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I - 9
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I - 86
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I - 87
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I - 79
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I - 3
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I - 16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I - 22
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I - 23
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I - 23
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 61
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 61
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 61
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I - 17
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	I - 18
	6-9-7-8		道路附属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I - 7
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		附属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 9

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	I-93
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			I-92
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			I-92
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-92
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-92
	8-1-8-8		水叩工			I-93
第9節 鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		I-93
				透過型		I-94
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-95
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-92
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-93
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第11節 砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I - 23
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I - 86
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 92
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I - 92
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I - 92
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I - 93
	8-2-5-8		魚道工			I - 95
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I - 13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I - 14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I - 15
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I - 14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 80
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 81
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	I - 81
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 81
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 82
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I - 83
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I - 83
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 102
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I - 95
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I - 17
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 17
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	I - 18
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I - 96
	8-3-7-5		集水井工			I - 96
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I - 64

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	I - 21
	8-3-9-6		合成杭工			I - 96

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I - 97
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I - 97
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I - 98
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I - 99
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I - 100
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I - 100
	9-2-4-7		ロックの盛立			I - 100
	9-2		フィルダム（洪水吐）			I - 101
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I - 101

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-102
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-77
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-62
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-42
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-62
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-83
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-102
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-102
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-102

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I - 103
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I - 103
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I - 103
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I - 103
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I - 62
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I - 42
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I - 24
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I - 35
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I - 41
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I - 48
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I - 50
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I - 53
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 57
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I - 59
	10-2-4		歩道路盤工			I - 104
	10-2-4		取合舗装路盤工			I - 104
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I - 104
	10-2-4		歩道舗装工			I - 104
	10-2-4		取合舗装工			I - 104
	10-2-4		路肩舗装工			I - 104
	10-2-4		表層工			I - 104
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I - 18
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 17
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 17
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I - 17
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I - 105
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I - 105
				ラバーシュー		I - 105
				アンカーボルト		I - 105
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I - 105
		2	大型標識工	標識柱工		I - 105

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 9
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I - 106
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I - 106
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I - 106
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I - 69
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I - 107
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I - 75
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I - 77
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 21
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 21
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 21
	10-3-6-8		橋台躯体工			I - 108
第7節 R C 橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 21
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 21
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 21
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 22
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I - 109
				重力式		I - 109
				半重力式		I - 109
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		I - 110
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I - 21
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I - 21
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I - 21
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I - 22
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I 型・T 型		I - 110
		2	橋脚フーチング工	門型		I - 111
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I 型・T 型		I - 111
		2	橋脚架設工	門型		I - 111
	10-3-8-11		現場継手工			I - 111

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-86
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				かご枠	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3連節ブロック張り	I-22
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-112
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-75
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-9		架設工（トラベラー・クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-112
		2	支承工	ゴム支承		I-112
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-113
	10-4-8-5		地覆工			I-113
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-112
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-113
	10-4-8-8		検査路工			I-113
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-110
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-110
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-76
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-112
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 P C 橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
第6節 プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		I - 114
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I - 78
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I - 85
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
第7節 P C ホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-5-7-4		P C ホロースラブ製作工		3-2-3-15 P C ホロースラブ製作工	I - 12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
第8節 R C ホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-5-8-4		R C 場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15 P C ホロースラブ製作工	I - 12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
第9節 P C 版桁橋工	10-5-9-2		P C 版桁製作工		3-2-3-15 P C ホロースラブ製作工	I - 12
第10節 P C 箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-5-10-4		P C 箱桁製作工		3-2-3-16 P C 箱桁製作工	I - 12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
第11節 P C 片持箱桁橋工	10-5-11-2		P C 片持箱桁製作工		3-2-3-16 P C 箱桁製作工	I - 12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I - 79
第12節 P C 押し箱桁橋工	10-5-12-2		P C 押し箱桁製作工		3-2-3-16 P C 押し箱桁製作工	I - 13
	10-5-12-3		架設工（押し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I - 79
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 113
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 113
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 113
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 113
第8節 トンネル（N A T M）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I - 114
	10-6-4-4		ロックボルト工			I - 114
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I - 115
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I - 115
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I - 115
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I - 116
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 17
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I - 116

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I-117
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-118
	10-11-6-4		カラー継手工			I-118
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-118
		2	防水工	防水保護工		I-118
		3	防水工	防水壁		I-119
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-119
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-119
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-120
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I-118
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-120
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	I-119
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-120
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I-121
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	10-14-4-7		路上再生工			I-121
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-18
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-105
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-106
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-106
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82

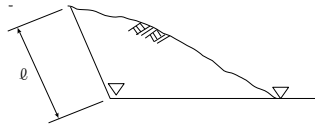
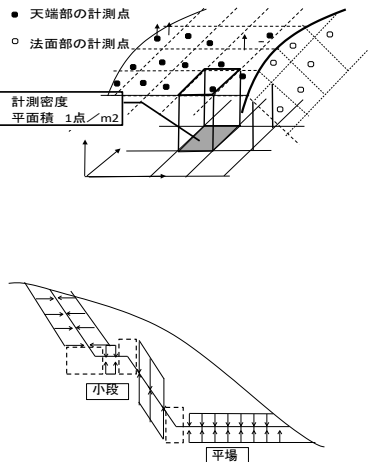
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積 (張) 工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
	10-14-11-4		石積 (張) 工		3-2-5-5石積 (張) 工	I - 23
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 102
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I - 16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 80
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 81
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 81
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 113
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 113
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 113
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 113
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I - 122
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I - 75
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I - 61
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I - 61
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I - 121
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I - 61
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I - 121
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I - 57
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I - 17
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	I - 18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I - 17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I - 17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I - 17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I - 7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I - 8
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I - 8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I - 7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I - 105
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I - 9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I - 9

【第10編 道路編】

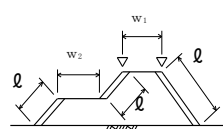
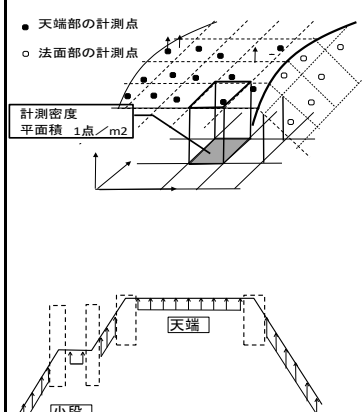
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I - 106
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I - 106
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I - 5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I - 82
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I - 82
第15節 石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I - 22
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I - 23
第16節 カルパート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I - 102
	10-16-16-5		プレキャストカルパート工		3-2-3-28プレキャストカルパート工	I - 16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I - 79
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I - 80
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I - 81
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I - 81
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I - 16
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I - 102
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I - 102
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I - 103
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I - 103
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I - 122
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
	10-16-21-4		P C 橋支承工		10-4-5-10支承工	I - 112
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I - 14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I - 113
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I - 113
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I - 113
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I - 113
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I - 113
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I - 18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I - 9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長ℓ	ℓ < 5m	−200				
							ℓ ≥ 5m	法長−4%				
				2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
			平場			標高較差	±50	±150				
			法面 （小段含む）			水平または 標高較差	±70	±160				

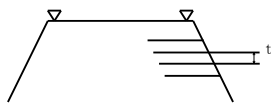
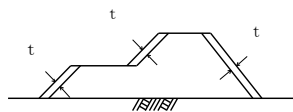
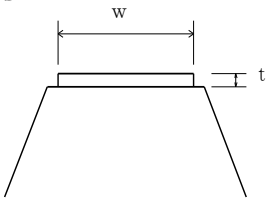
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽		－50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ < 5m	－100				
							ℓ ≧ 5m	法長－2%				
						幅 w ₁ , w ₂		－100				
			2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3． 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5． 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
					天端	標高較差	－50	－150				
					法面 4割<勾配	標高較差	－50	－170				
					法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	－60	－170				
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							

出来形管理基準及び規格値

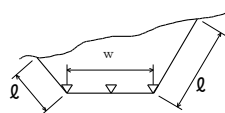
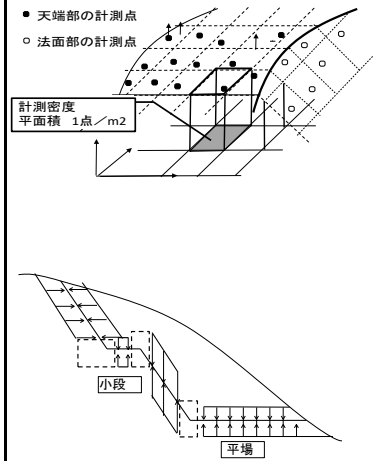
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽		－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚 さ t		－50			
						控 え 長 さ		設計値以上			
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
1 共通 編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	－50			
						幅 w		－100			

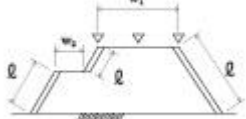
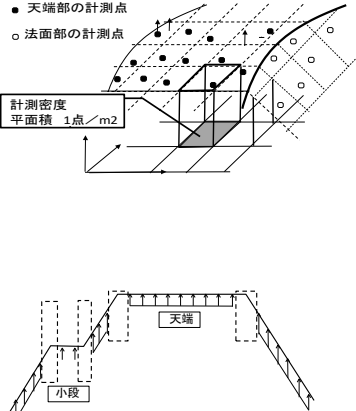
出来形管理基準及び規格値

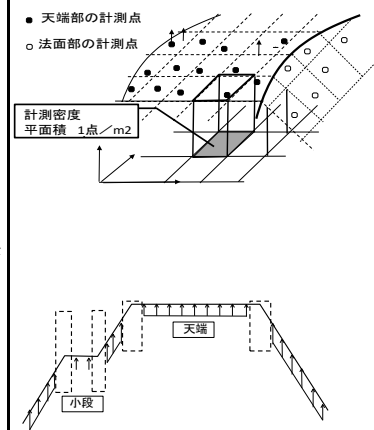
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		± 50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ < 5m	－200				
							ℓ ≥ 5m	法長－4%				
			2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
					平場	標高較差	± 50	± 150				
					法面 （小段含む）	水平または 標高較差	± 70	± 160				

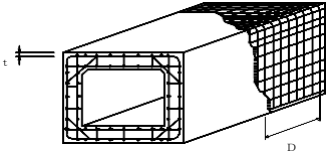
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTM-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ < 5m	-100				
							ℓ ≥ 5m	法長-2%				
						幅	W ₁ W ₂	-100				
			2	路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
					天端	標高較差	±50	±150				
					法面 （小段含む）	標高較差	±80	±190				



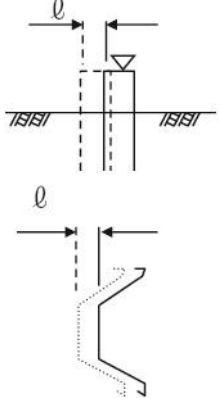
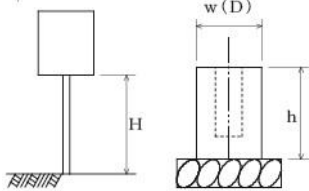
出来形管理基準及び規格値

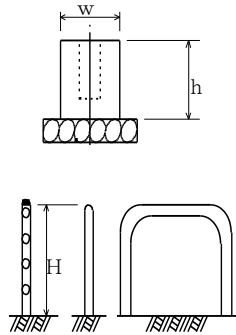
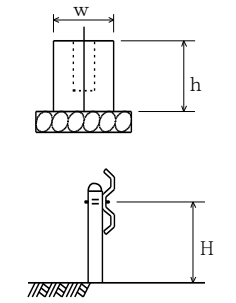
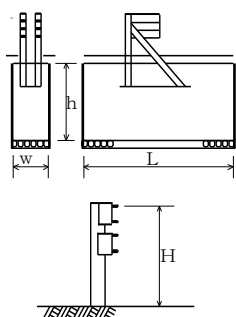
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上	D：n 本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		
								工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（P C 橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		

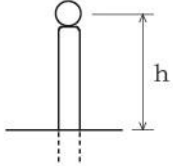
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

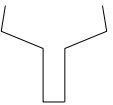
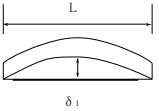
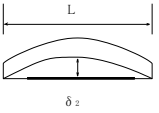
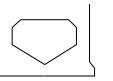
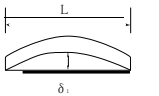
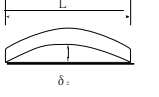
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇		±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
						根 入 長		設計値以上			
						変 位 l		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L		-200	1ヶ所／1施工箇所		3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設 置 高 さ H		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎 1基毎		3-2-3-6
						基礎	幅 w (D)	-30			
							高さ h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落（横断）防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
							高 さ h	－30			
						パイプ取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。		3-2-3-8
							高 さ h	－30			
						ビーム取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	－30	1ヶ所／1基礎毎		3-2-3-8
							高 さ h	－30			
							延 長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		+30 －20	1ヶ所／1施工箇所		

単位：mm

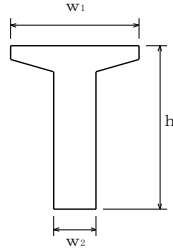
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗 装 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ-82 「表— Ⅱ.5.5各塗料の標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認する。 1 ロットの大きさは500m2とする。		3-2-3-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L（m）	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L（m）	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10\text{m}$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 	3-2-3-12
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			

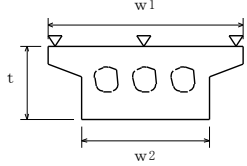
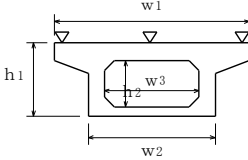
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

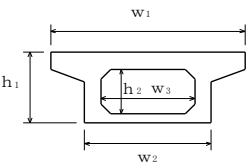
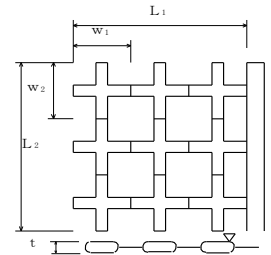
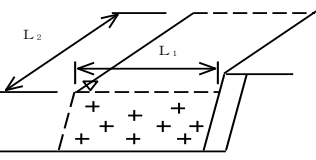
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
I-11	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1 ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	$+10$ -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	± 5			
						高 さ h	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
	3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

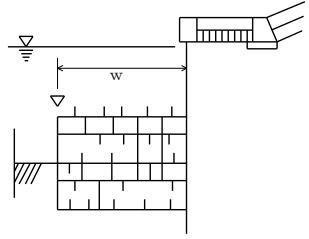
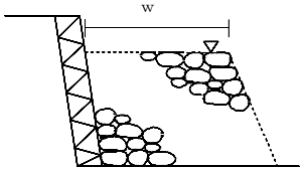
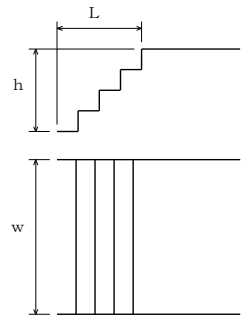
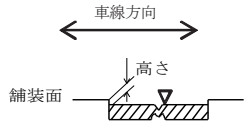
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
I-12	3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15	P Cホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			
	3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的工	16	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C 押出し箱桁製作工	幅（上） w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ ：桁長（m）		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5) \text{ かつ } -30\text{mm以内}$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17		根固めブロック工	層 積	基準高▽	± 100		3-2-3-17
							厚さ t	-20		
							幅 W_1, W_2	-20		
							延長 L_1, L_2	-200		
						乱 積	基準高▽	$\pm t/2$		
							延長 L_1, L_2	$- t/2$		
										t は根固めブロックの高さ

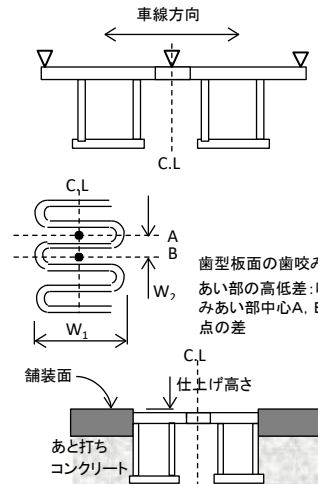
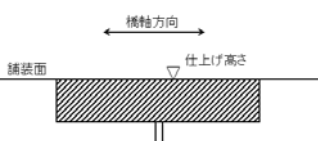
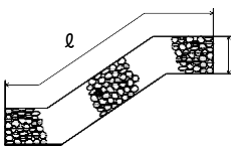
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

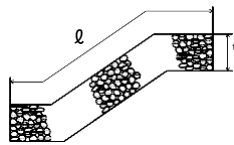
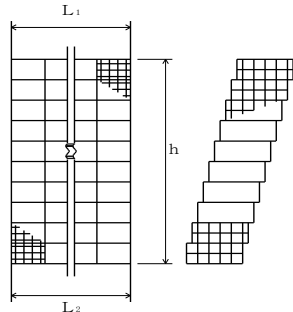
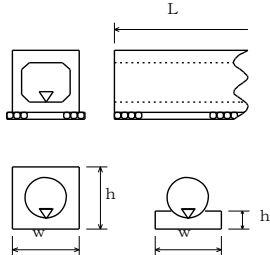
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工	基 準 高 ▽	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工	幅 w	－30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	－30			
						長 さ L	－30			
						段 数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～－2			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

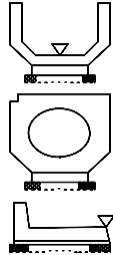
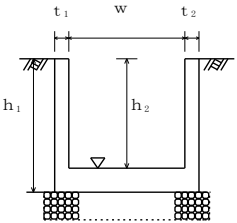
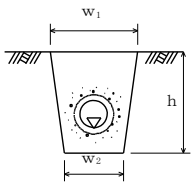
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							車線方向各点 誤差の相対差	3			
							表 面 の 凹 凸				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W ₁		±2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔W ₂		±5			
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～-2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸		3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						仕 上 げ 高 さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高	▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						法	長 ℓ	-200			
						延	長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法	長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
						厚	さ t	-0.2 t			
						延	長 L	-200			

単位：mm

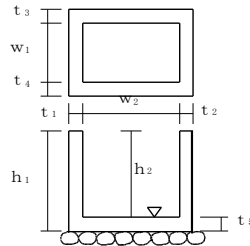
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100					
						厚 さ t		-50					
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通の 工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高 さ h		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27		
						延 長 L ₁ , L ₂		-200					
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 プレ キャ スト カル バート 工	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28		
						※幅 w		-50					
						※高 さ h		-30					
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎				

出来形管理基準及び規格値

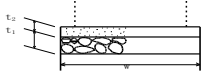
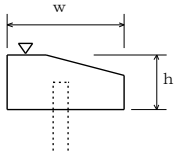
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						延 長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1 施工につき2ヶ所。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L	-200	1施工箇所毎		

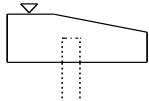
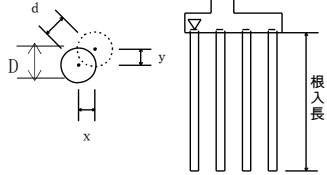
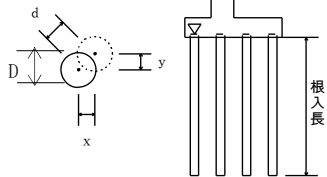
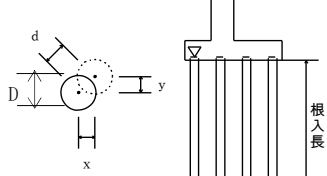
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水枿工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ t ₁ ～t ₅	－20			
						※幅 w ₁ , w ₂	－30			
						※高さ h ₁ , h ₂	－30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	3-2-3-31	

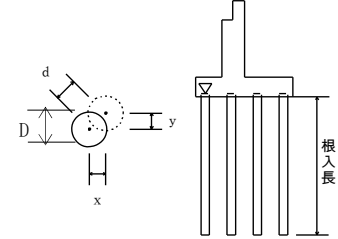
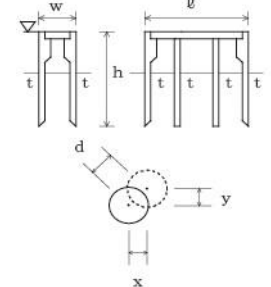
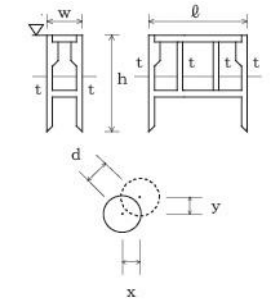
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t ₁ , t ₂	－30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3
						幅 w	－30			
						高 さ h	－30			
						延 長 L	－200			

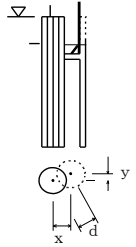
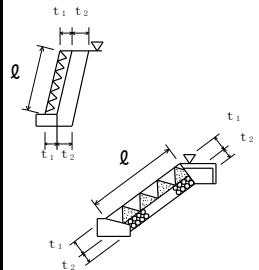
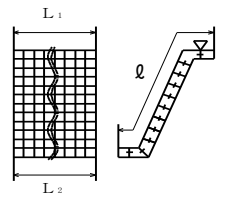
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	5	場所打杭工	基 準 高 ▽	±50	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径（公称径） －30以上			

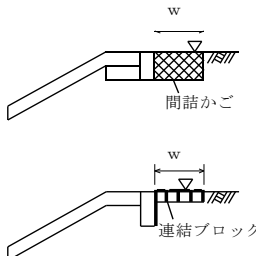
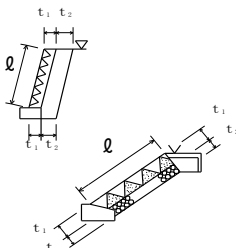
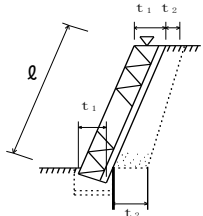
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基 準 工 ▽	±30	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-6
						根 入 長	－200			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径（公称径） 以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 工 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅W	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 工 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅W	－50			
						ケーソンの高さh	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏 心 量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3
						法長ℓ	ℓ < 3m			
							ℓ ≥ 3m			
						厚さ（ブロック積張） t ₁	－50			
						厚さ（裏込） t ₂	－50			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3
						法 長 ℓ	－100			
						延長 L ₁ , L ₂	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3
						幅 w		－100			
						延 長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ < 3m	－50			
							ℓ ≥ 3m	－100			
						厚さ（ブロック） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ < 3m	－50			
							ℓ ≥ 3m	－100			
						厚さ（石積・張） t ₁		－50			
						厚さ（裏込） t ₂		－50			
						延 長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m 毎に 1 ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X 10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をいい、 舗装施工面積が10,000㎡以上ある いは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコ アー採取により床版等に損傷を与え る恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	－	－			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000㎡以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	－25	－25	—	—			
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)(σ) 1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平 坦 性	—		3m ² プロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。	3-2-6-8
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取 について 橋面舗装等でコアー 採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい 、基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					セメント（石灰）安 定処理工 (面管理の場合)								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい 、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア 採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
					幅	－50	－50	－	－				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-8
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー 採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)(σ) 1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求める高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平 坦 性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ) 1.75mm以下				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚 さ	－45	－45	－15	－15			
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 －15	+50 －15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	－50	－50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメ ント（石灰）安 定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取 について 橋面舗装等でコアー 採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安 定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					幅	-50	-50	—	—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー 採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1． 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー 採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			
						平 坦 性	—	3m ⁷ プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1． 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2． 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3． 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4． 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5． 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)	平 坦 性	—		3m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	± 50		—	基準高は片側延長40m毎に 1 ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に 1 ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片 側延長80m毎に 1 ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使 用量 が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模は小さいものの、管理結果を施 工管理に反映できる規模の工事をいい 、同一工種の施工が数日連続する場合 が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	－30	－10			
							t ≥ 15cm	－45	－15			
						幅	－100		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	± 50		—	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるい は標高較差	t < 15cm	－64	－10			
							t ≥ 15cm	－91	－15			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模 以上	小規模 以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10	
						幅	-25	—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－50	－50	－	－			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／㎡（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をいい、 同一工種の施工が数日連続する場合 が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡に1個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m2（平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工)	厚 さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアー を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	－25	－25	－	－			
						平 坦 性	－		3m ⁷ プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト 舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－17	－20	－2	－3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「レーザースキャナーを用いた 出来形管理要領（舗装編）」に基づき 出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を実 施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点／m ² （平面投影面積当たり） 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ＋直下層の標 高較差平均値＋設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理が可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用 量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平 坦 性	－		3m ⁷ プロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-12
						幅	－50		—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・ 瀝青) 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは 、表層及び基層の加熱ア スファ ルト混合物の総使用量が500 t 未 満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しな ければならないとともに、10個の 測定値の平均値 (X ₁₀) について満 足しなければならない。ただし、 厚さのデータ数が10個未満の場 合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来 る。	3-2-6-12
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間 層)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-2-6-12
						幅	－25		－				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				
						平 坦 性	－		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm以下				
						目地段差	±2						
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。		3-2-6-12
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		－				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-12
						幅	－50		－				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) セメント (石灰・瀝 青) 安 定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは、掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混 合物の総使用量が500 t 未満あるい は施工面積が2,000 ㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工) アスファルト 中間層	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート 版工)	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付 後各車線200m毎に水糸又はレベルに より1測線当たり横断方向に3ヶ所以 上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の 割で測定、平坦性は各車線毎に版縁か ら1mの線上、全延長とする。		3-2-6-12
						幅	－35		－				
						平 坦 性	－		転圧コンク リートの硬化 後、3mプロ フィルメー ターにより (σ)2.4mm以 下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-13
						幅	－50		—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメ ント (石灰) 安 定 処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混 合物の総使用量が500 t 未満あるい は施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-2-6-13
						幅	－25		－				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						幅	－50		—				

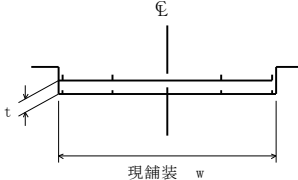
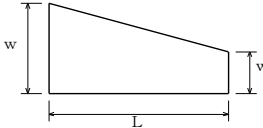
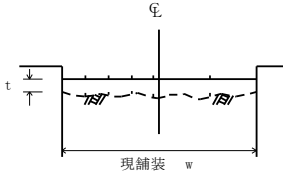
単位：mm

09—I

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平 均				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セ メント (石灰) 安定処理工	厚 さ	－25	－30	－8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場 合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	－9	－12	－3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア ーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	－25		－				

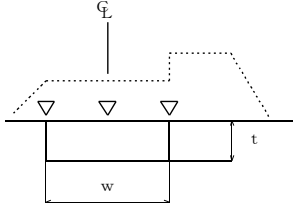
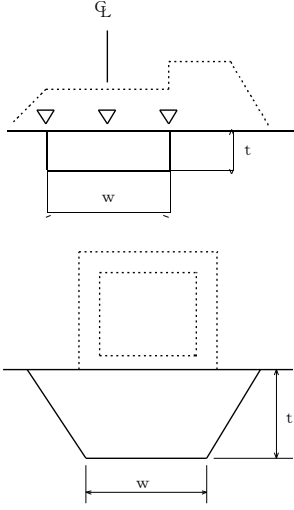
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚 さ t	－7	－2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-2-6-15
						幅 w	－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	－50	各層毎1ヶ所／1施工箇所		3-2-6-16
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	－25			
							延長 L	－100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚 さ t	－9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-2-6-17
						幅 w	－25				
						延 長 L	－100				
						平 坦 性	—	3 m ² プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

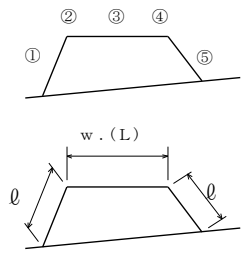
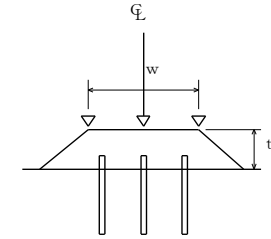
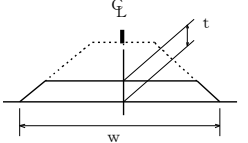
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

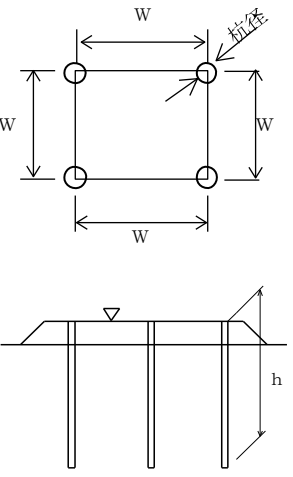
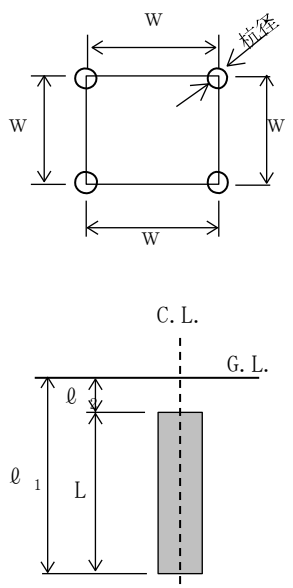
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延 長 L	－200			

出来形管理基準及び規格値

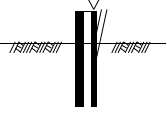
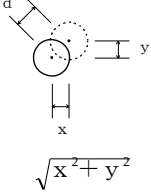
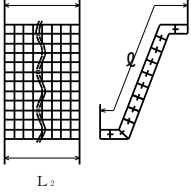
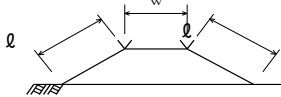
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

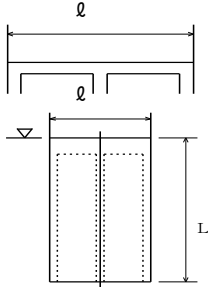
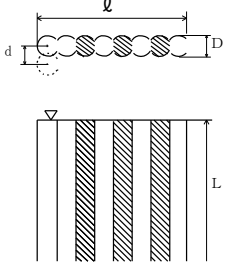
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7	8	パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	 ※余長は、適用除外	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	－50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良端天端深度		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25m の場合は50m）につき1ヶ所。 延長40 m（又は50m）以下のものは、 1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り 工)	法 長 ℓ	－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合 は 50m）につき1ヶ所、 延長40m（又は50m）以下のものは 1 施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	1 施工箇所毎		
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50 m以下のものは1 施工箇所につき2ヶ 所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	－100			
						法 長 ℓ	－100			

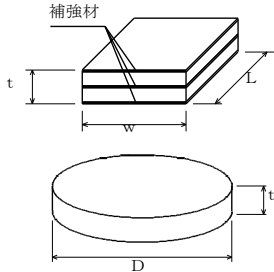
単位：mm

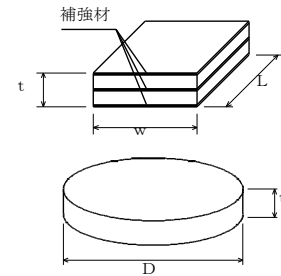
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	－50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工（壁式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ l	－50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	－200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工（柱列式）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D：杭径
						連壁の長さ l	－50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	－200			

単位：mm

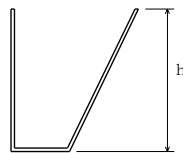
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1
							中心距離	センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								≦1000mm	1以下			
								センターボスを基準にした孔位置のずれ				
								>1000mm	1.5以下			
						アンカーボルト用孔（鑄放し）	孔の直径	≦100mm	+3 -1			
								>100mm	+4 -2			
							孔の中心距離		JIS B 0403 CT13			
						センターボス	ボスの直径		+0 -1			
							ボスの高さ		+1 -0			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鑄造費（金属支承工）	上巻の橋軸及び直角方向の長さ寸法		JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1								
						全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm	±2											
							ℓ > 300mm	±ℓ / 100											
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ					±3							
							コンクリート構造	H ≤ 300mm				±3							
								H > 300mm				(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て							
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)					JIS B 0403 CT14							
							鑄放し肉厚寸法 ※1)					JIS B 0403 CT15							
							削り加工寸法					JIS B 0405 粗級							
							ガス切断寸法					JIS B 0417 B級							
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鑄造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w, L, D ≤ 500	0～+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差		3-2-12-1								
							500 < w, L, D ≤ 1500mm	0～+1%											
							1500 < w, L, D	0～+15											
						厚さt	t ≤ 20mm	±0.5											
							20 < t ≤ 160	±2.5%											
							160 < t	±4											
						平面度	w, L, D ≤ 1000mm	1											
							1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000											

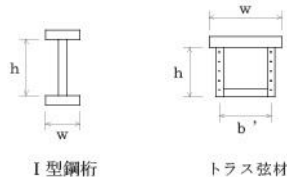
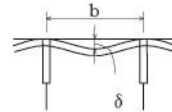
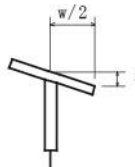
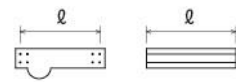
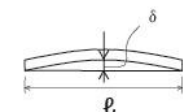


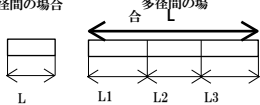
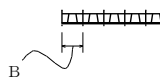
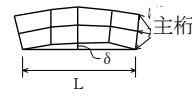
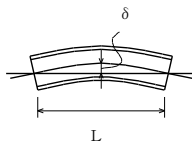
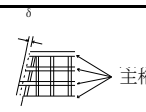
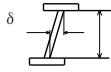
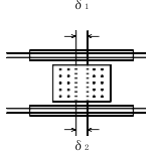
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ ≤10 ±4… ℓ >10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工		刃 口 高 さ h（m）	±2… h ≤0.5 ±3… 0.5<h≤1.0 ±4… 1.0<h ≤2.0	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							外周長 L（m）	±（10+L／10）			

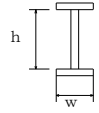
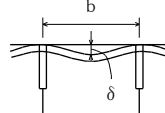
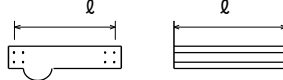
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

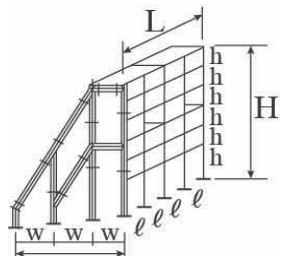
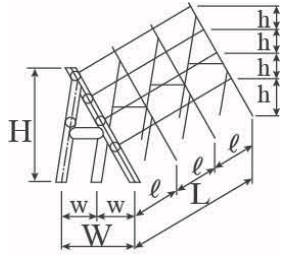
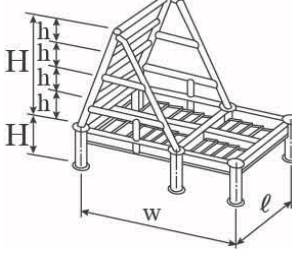
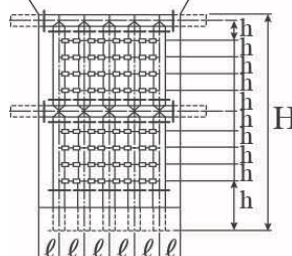
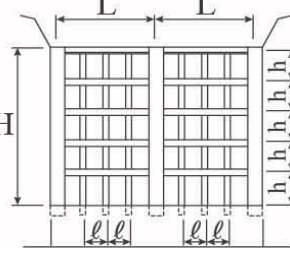
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	部 材 精 度		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots$ $2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づく試 験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3		
							板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h ：腹板 (mm) b ：腹板又はリブの間隔 (mm) w ：フランジ幅 (mm)		3-2-12-3		
								箱桁及びト ラス等のフ ランジ鋼床 版のデッキ プレート	$b/150$			3-2-12-3		
								フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$					
							部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。		3-2-12-3		
								トラス、 アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$					
									圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1000$	—	主要部材全数を測 定。 ℓ ：部材長 (mm)		3-2-12-3
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ ，フランジの直角度 δ ，圧縮材の曲り δ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(10+L/10) ±(10+L _n /10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h (m)	±5…… h≤5 ±(2.5+h/2) …… h>5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25…… L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5～+5…… L≤20 -5～+10…… 20<L≤40 -5～+15…… 40<L≤80 -5～+25…… 80<L≤200	各主桁について10～12 m 間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1、δ 2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
							※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

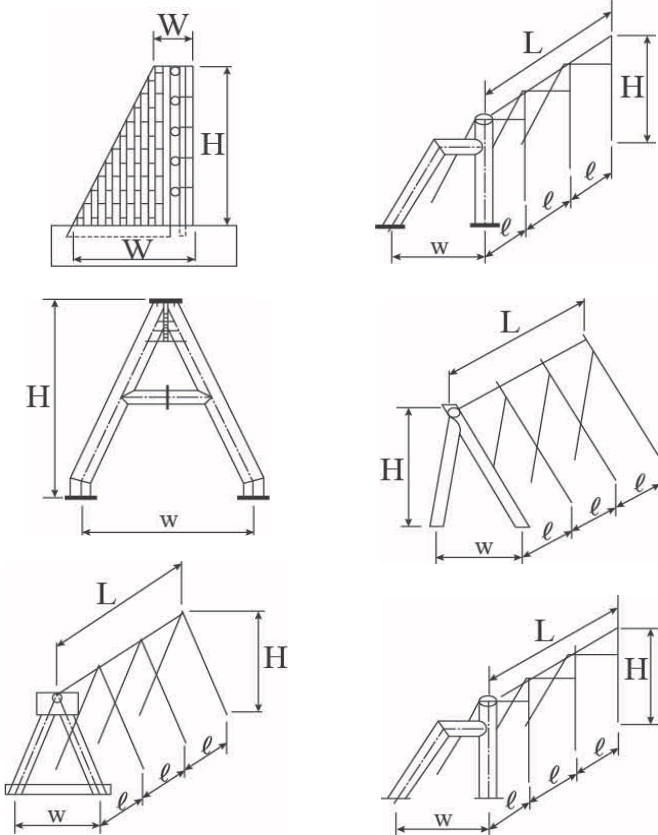
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)		$\pm 2 \cdots \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots \cdots 5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w / 2) \cdots \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面	鋼桁等の部材の腹板	$h / 250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
								δ (mm)	箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート			
							フランジの直角度 δ (mm)		$w / 200$			
							材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。		
							※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。					

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部 材 の 水 平 度	10	全数を測定。     		3-2-12-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本 体 の 傾 き	±H／500			
					次頁に続く					

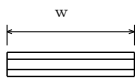
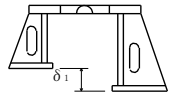
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-2-12-3

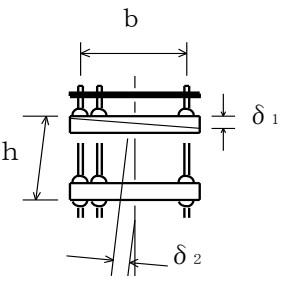
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

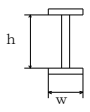
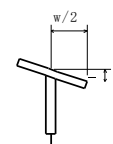
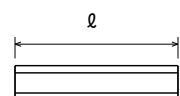
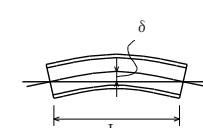
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～+30	製品全数を測定。		3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ 1（mm）	設 計 値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い δ 2（mm）	±2			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
							高さ h (mm)	± 5			

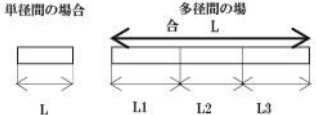
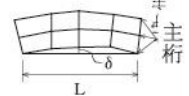
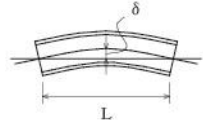
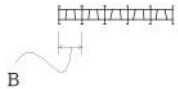
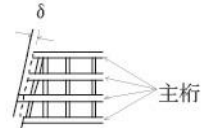
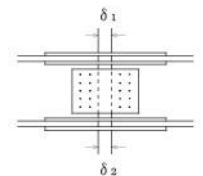
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工		±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2) … 2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材 フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時 主桁のそり δ	-5～+5 …L ≤ 20 -5～+10 …20 < L ≤ 40	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材 部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。1ロットの大きさは、500m ² とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m ² に満たない場合は10m ² ごとに1点とする。		3-2-12-11

単位：mm

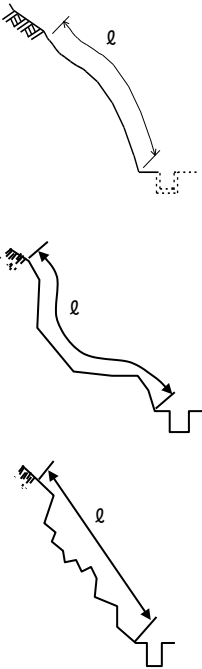
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁仮設工			仮設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （トラベラークレーン架設）	全 長 L (m) 支間長 L_n (m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+L_n/5)$	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通 り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主桁・主構の支間長(m)		
						そ り δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L ：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間 距離B(m)	$\pm 4\cdots B\leq 2$ $\pm (3+B/2)\cdots$ $B>2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における 出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※現主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を測定。 h ：主桁・主構の 高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5	主桁・主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
						※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値の h に代入する数値はmm単位の数値とする。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

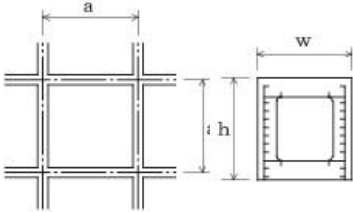
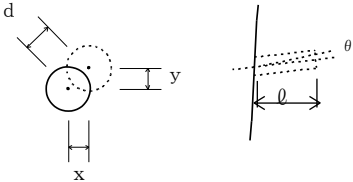
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押出し架設）	全 長・支 間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13	
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そ り		—	主桁を全数測定。			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 ℓ	ℓ < 5m	－200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2	
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%				
						盛土法 長 ℓ	ℓ < 5m	－100				
							ℓ ≥ 5m	法長の－2%				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法 長 ℓ	ℓ < 5m	－200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-2	
							ℓ ≥ 5m	法長の－4%				
						厚 さ t	t < 5cm	－10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。			
							t ≥ 5cm	－20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		3-2-14-3
							$\ell \geq 3\text{m}$	－100			
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L		－200	1 施工箇所毎		

単位：mm

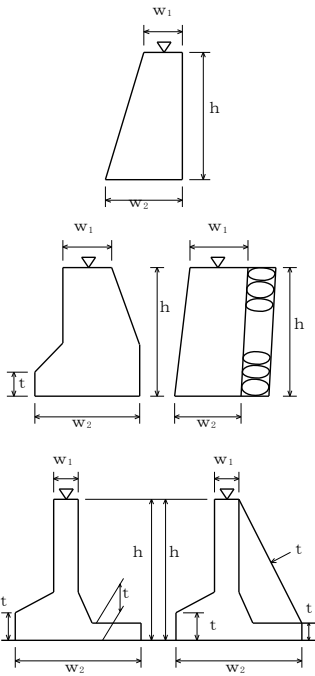
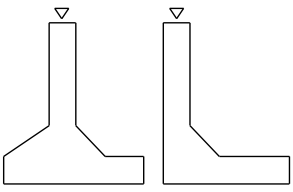
18-1

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10\text{m}$	−200				
						幅 w		−30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h		−30				
						枠中心間隔 a		±100				
						延 長 L		−200	1施工箇所毎			
						3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4			2
$\ell \geq 10\text{m}$	−200											
延 長 L		−200	1施工箇所毎									
3 土木工事 共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6	
						配置誤差 d		100				
						せん孔方向 θ		±2.5度				

$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

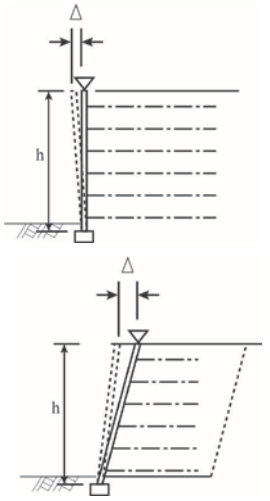
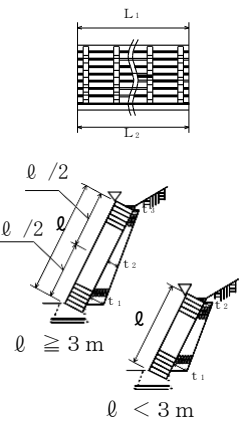
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1
						厚 さ t	－20			
						裏 込 厚 さ	－50			
						幅 w ₁ , w ₂	－30			
						高さ h	h < 3m	－50		
							h ≥ 3m	－100		
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2
						延 長 L	－200	1 施工箇所毎		

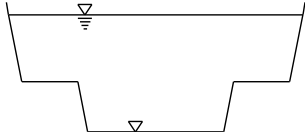
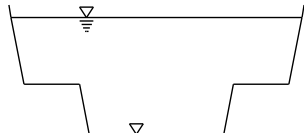
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 共通の工種	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇		± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50			
							$h \geq 3\text{m}$	-100			
						鉛 直 度 Δ		$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内			
						控 え 長 さ		設計値以上			
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		
	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基 準 高 ∇		± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50			
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		-50			
						延 長 L_1, L_2		-200	1 施工箇所毎		

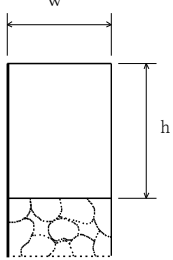
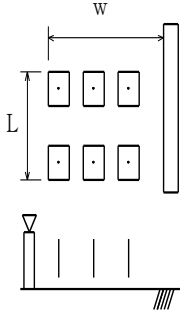
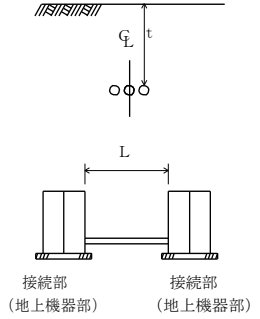
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目			規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高▽	電 気 船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
								500ps	－1000～＋200					
								1000ps	－1200～＋200					
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	－800～＋200					
								420ps 600ps	－1000～＋200					
								1350ps	－1200～＋200					
							幅						－200	
							延 長						－200	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基 準 高 ▽			＋200以下		延長方向は、設計図書により指定された測点毎。横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3	
						幅			－200					
						延 長			－200					

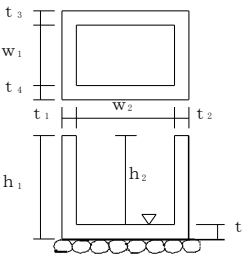
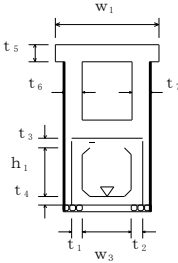
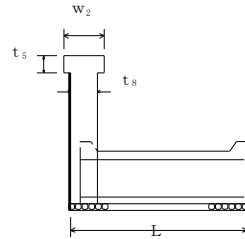
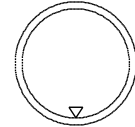
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 ヶ所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅は 1 径間当たり 3 ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎥に 1 ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	－10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20	1 径間当たり 3 ヶ所（両端及び中央）測定。1 ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合			

単位：mm

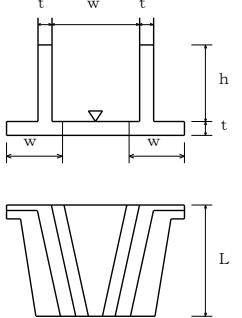
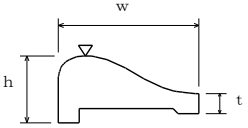
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤護岸工	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30			6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

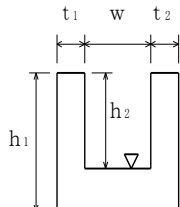
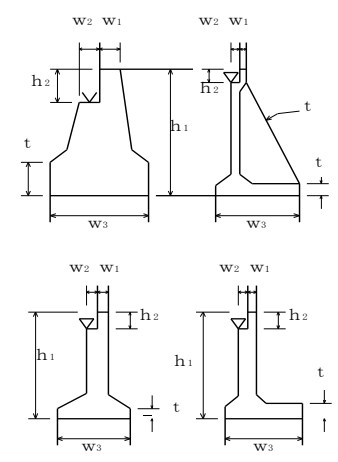
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	 	6-3-5-6
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	±30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクトイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		

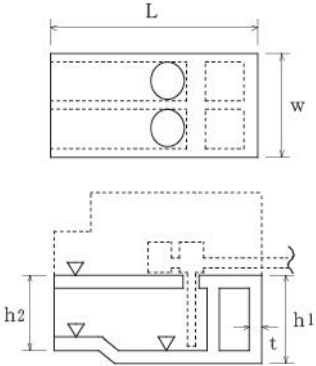
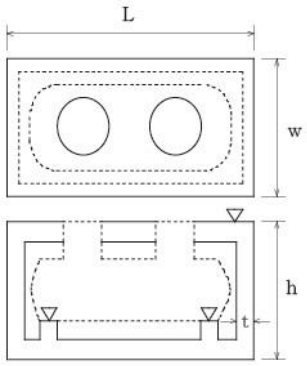
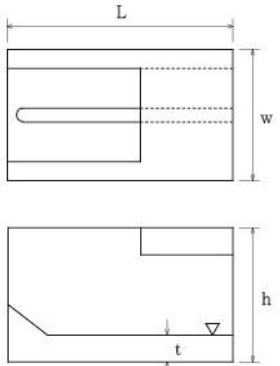
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	－50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚 さ t	－20			
						幅 w	－30			
						高 さ h	±30			
						堰 長 L	L < 20m	－50		
							L ≥ 20m	－100		

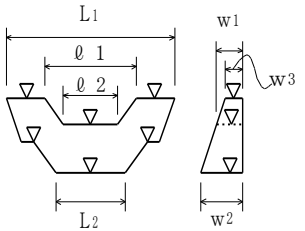
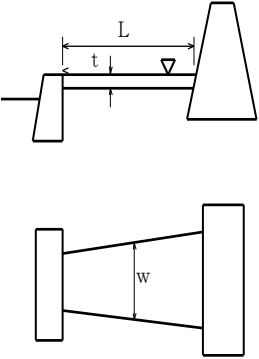
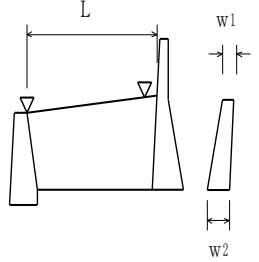
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸壁間距離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	± 50			

単位：mm

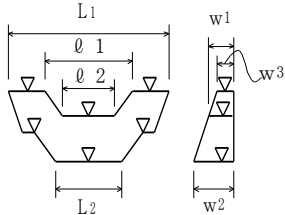
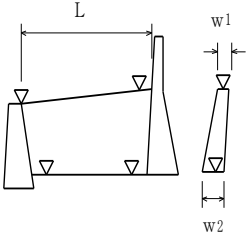
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h 1, h 2	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h 1, h 2	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h 1, h 2	±30			
						延 長 L	-50			

単位：mm

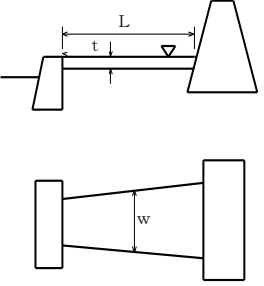
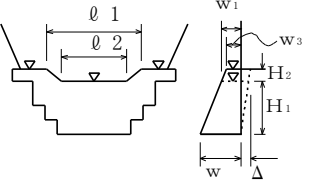
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基 準 高 ∇	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		6-7-4-6
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基 準 高 ∇	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基 準 高 ∇	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

単位：mm

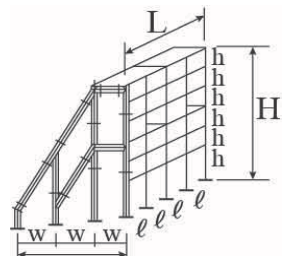
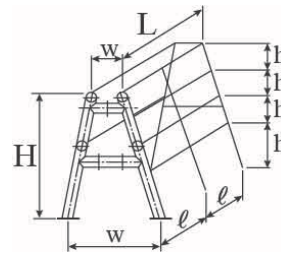
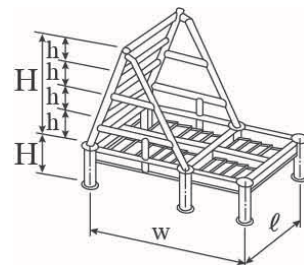
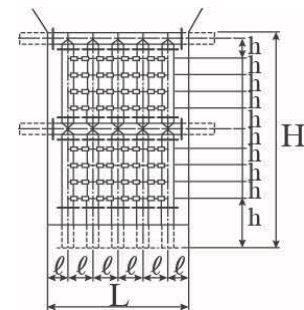
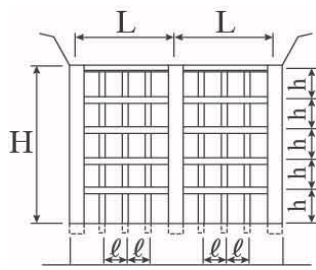
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材 部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
						天端部 堤 幅 w_1, w_3, w_2	-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w_1, w_2	-30			
						長 さ L	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基 準 高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
						幅 w		－100			
						厚 さ t		－30			
						延 長 L		－100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長 さ ℓ ₁ , ℓ ₂	±100			
							幅 w ₁ , w ₃	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H ₁			
						袖 部	袖 高 ▽	±50			
							幅 w ₂	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H ₂			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L 格	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。     	±10	8-1-9-5
						堤長 ℓ 格・B・L	±10			
						堤幅 W 格	±30			
						堤幅 w 格・A・B ・L	±10			
						高さ H 格・A・B ・L	±10			
						高さ h	±10			
次頁に続く										

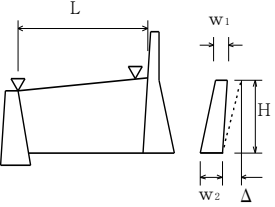
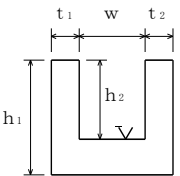
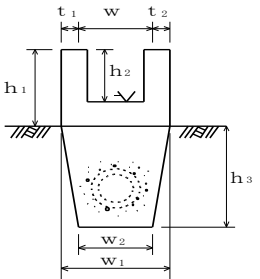
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

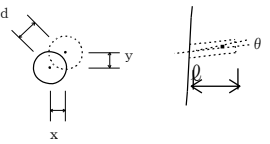
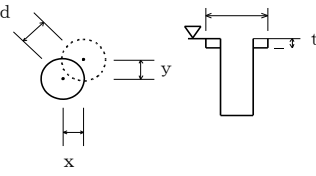
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)					8-1-9-5

出来形管理基準及び規格値

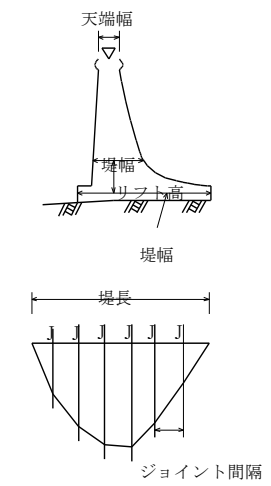
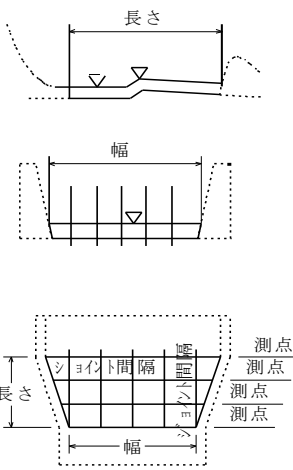
単位：mm

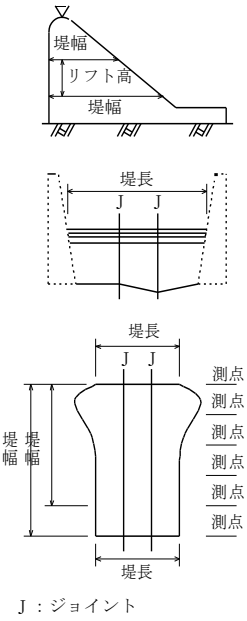
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長 さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	$h < 3m$			
							$h \geq 3m$			
8 砂防	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
8 砂防編	3 斜面对策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配 置 誤 差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5度			
8 砂防	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏 心 量 d	150			
						長 さ L	－100			
						巻 立 て 幅 w	－50			
						巻立て厚さ t	－30			
8 砂防編	3 斜面对策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基 準 高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏 心 量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上りなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	 J: ジョイント	9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	 測点	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			

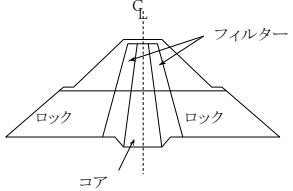
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

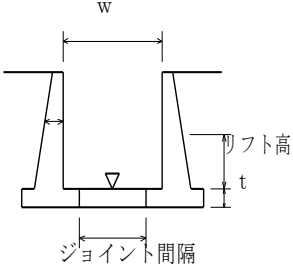
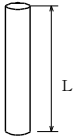
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		9-2-4-5
						外 側 境 界 線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
						外 側 境 界 線	-0, +1000			
						盛 立 幅	-0, +1000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
						外 側 境 界 線	-0, +2000			

出来形管理基準及び規格値

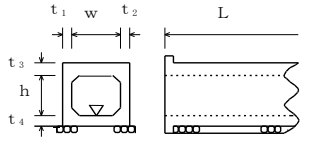
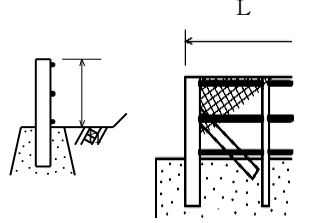
単位：mm

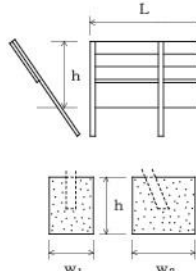
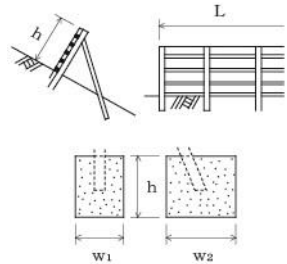
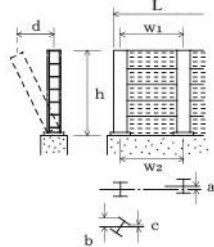
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回／1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚 さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リ フ ト 高 さ	±20			
						長 さ L	±100			
9 ダム 編	3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配 置 誤 差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20			
						幅 (内法) w		-30			
						高 さ h		± 30			
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
						延 長 L		-200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高 さ h		± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 基礎 1 基毎		10-1-11-6	
						延 長 L		-200				
						基礎	幅 w1, w2	-30				
							高 さ h	-30				
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 基礎 1 基毎		10-1-11-7	
						延 長 L		-200				
						基礎	幅 w1, w2	-30				
							高 さ h	-30				
						アンカー ー長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%				全数
							埋 込 み ℓ	-5%				
						10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工				4
高 さ h		-30										
延 長 L		-200										
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w1, w2	±15	施工延長5 スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5	
							ず れ a	10				
							ねじれ b - c	5				
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$				
						高 さ h		+30, -20				
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎

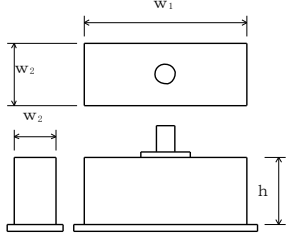
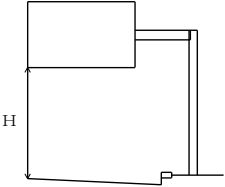
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模以上			
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	± 50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎 に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2000㎡未 満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値（X10）について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚 さ	t < 15cm	－ 30	－ 10			
							t ≥ 15cm	－ 45	－ 15			
						幅	－ 100		—			
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	－ 9	－ 3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側延長200m毎に 1ヶ所コアを採取して測定。		10-2-4	
						幅	－ 25					—

単位：mm

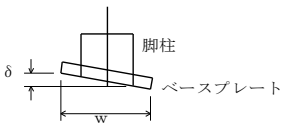
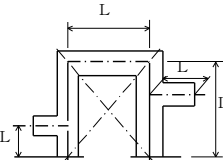
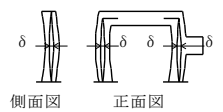
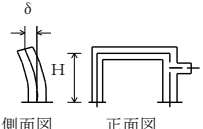
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-5-9
						延 長 L	－200	1ヶ所／1施工箇所		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基 準 高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各 部 の 厚 さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各 部 の 長 さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					（ラバーシュー）	各 部 の 長 さ	±20	全数		
						厚 さ	—			
					（アンカーボルト）	中 心 の ず れ	±20	全数		
						ア ン カ ー 長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	－30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高 さ h	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		10-2-9-4

単位：mm

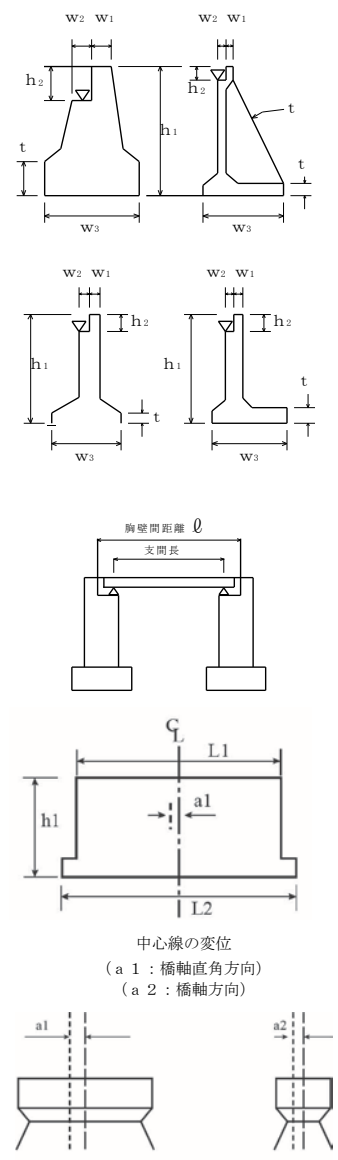
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		10-2-12-5
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所／1施工箇所		10-2-12-6
						高 さ h	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \cdots L \leq 10\text{m}$ $\pm 10 \cdots 10 < L \leq 20\text{m}$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \cdots 20\text{m} < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		10-3-3-3	
							はりのカンバー及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3	
							柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \cdots H \leq 10$ $H \cdots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		10-3-3-3	

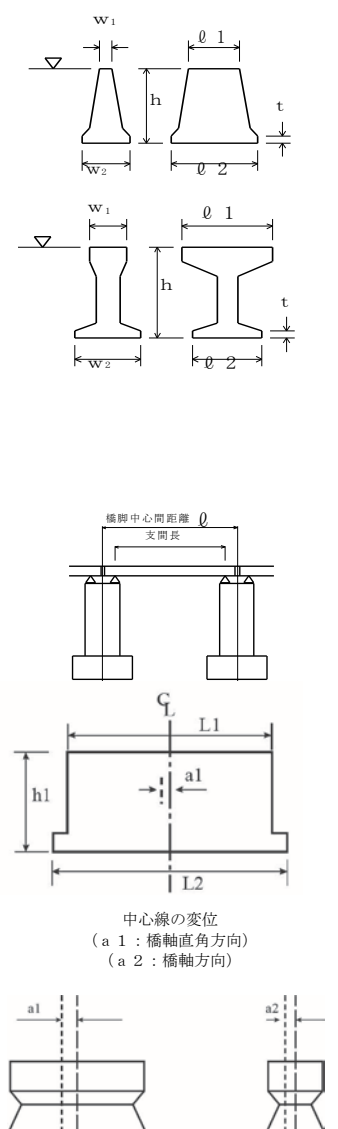
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
					支 承 部 ア ン カ ー ボ ルト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	$+10 \sim -20$			
						平面位置	± 20			
						アンカーボルト孔の 鉛直度	$1/50$ 以下			

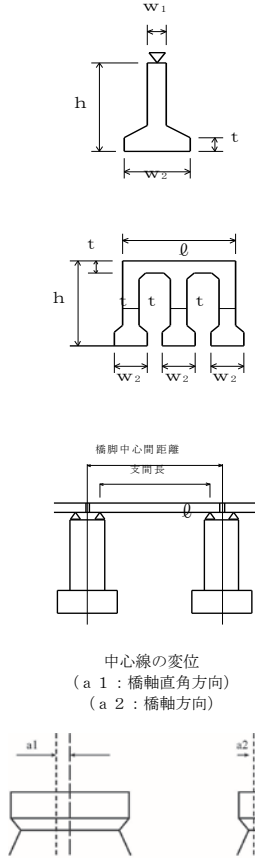
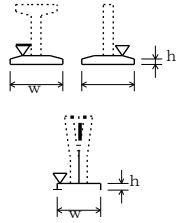
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

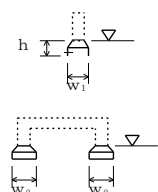
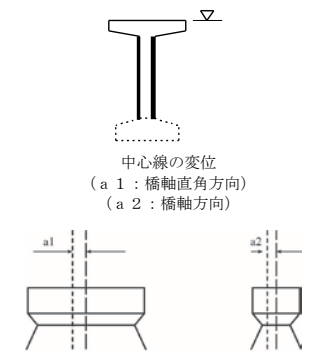
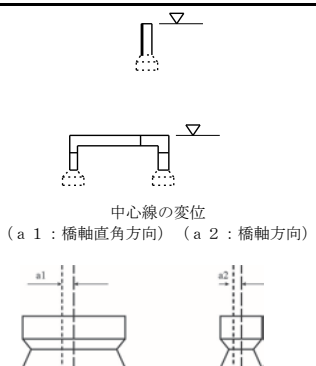
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚 さ t	- 20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	- 20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	- 50			
						高 さ h	- 50			
						天 端 長 l_1	- 50			
						敷 長 l_2	- 50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+ 10 ~ - 20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋 支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1	-20			
						敷 幅 w_2	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10～-20		
							平面位置	± 20		
							アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下		
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						長 さ ℓ	-50			

単位：mm

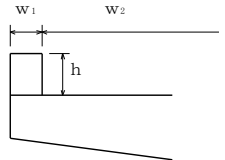
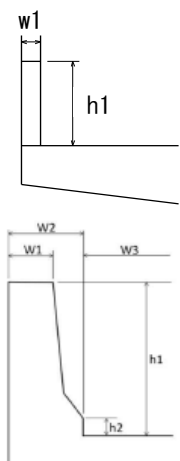
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	 中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)	10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

出来形管理基準及び規格値

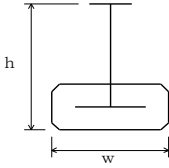
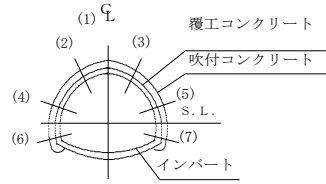
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤10 ±4…ℓ >10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								±5				4+0.5 × (B－ 2)
						水 下 平 沓 度 の	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1／2 以上				
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)		±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)		設計移動量 +10以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)		コンクリート 橋				鋼橋
								±5				4+0.5 × (B－ 2)
						水 支 平 承 度 の	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差		5				
						可動支承の 移動量 注3)		温度変化に伴う移動 量計算値の1／2 以上				

単位：mm

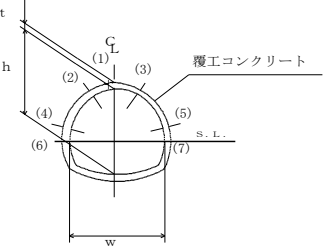
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w_2	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20			
						高 さ h_1	-20～+30			
						高 さ h_2	-10～+20			
						有 効 幅 員 w_3	0～+30			
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高 さ	±4			

単位：mm

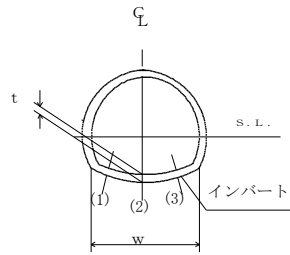
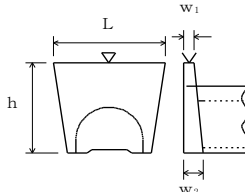
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : スパン長		10-5-6-2
						高さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル (NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角 度	—			
						削 孔 深 さ	—			
						孔 径	—			
						突 出 量	プレート下面から10cm以内			

単位：mm

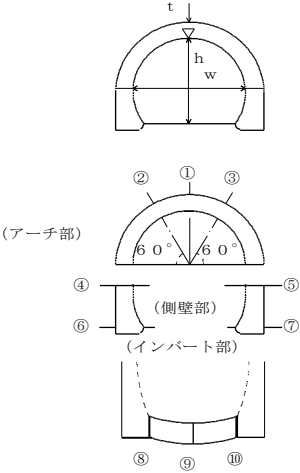
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さh (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン パ ー ト 工	4		インパート本体工	幅 w (全幅)		－50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インパートコンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚 さ t		設計値以上			
						延 長 L		—			
10 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽		±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅 w ₁ , w ₂		－30			
						高さ h	h < 3m	－50			
							h ≥ 3m	－100			
						延 長 L		－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅 w（全幅）	-50			
						高さ h（内法）	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			

出来形管理基準及び規格値

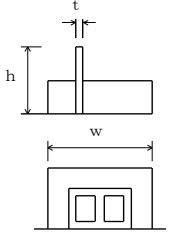
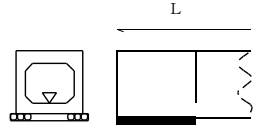
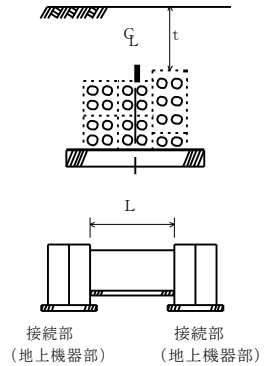
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基 準 高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
						厚 さ t	－20			
						内 空 幅 w	－30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	－50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
						幅 w	－20			
						長 さ L	－20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

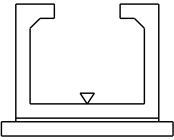
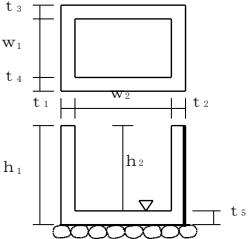
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

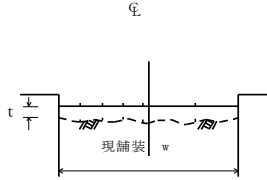
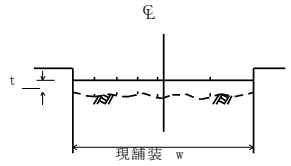
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	－20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚 さ t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延 長 L	－200	延長：1施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

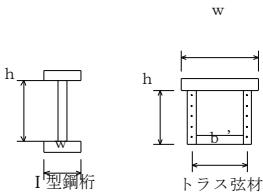
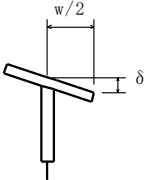
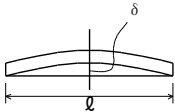
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基 準 高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高 さ h_1, h_2	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
10 道 路	14 道 路 維 持	4 舗 装	5		切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
						(オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell / 1000$	—	主要部材全数を測定。 ℓ ：部材長 (mm)		10-16-3-4

出来形管理基準及び規格値